

## 人権に関する市民意識調査の実施について（案）

### 1 調査の概要

#### (1) 目的

- 市民の人権に関する意識や関心、具体的な施策のニーズ、人権相談の現状など、人権施策全般に関する状況や前回調査との比較による市民意識の変化等を把握し、今後の人権施策の推進に向け、より効果的な方策を検討するための基礎資料を得る。
- 調査結果は、平成31年度に予定している京都市人権文化推進計画（計画期間：平成27年度～平成36年度）の中間見直しの基礎資料として活用する。

#### (2) 調査方法

##### ○ 調査対象

京都市内に居住する18歳以上の市民3,000人（外国籍市民を含む。）

##### ○ 抽出方法

住民基本台帳及び外国人登録データより無作為抽出

##### ○ 調査方法

アンケート郵送形式、無記名

\* 外国籍市民には、日本語のほか、英語、中国語、ハングル訳を送付

#### (3) 実施スケジュール（予定）

平成30年3月	人権文化推進懇話会開催 調査の進め方、調査項目等について意見聴取
7月	人権文化推進懇話会開催 具体的な設問案について意見聴取
7月下旬	設問確定
8月	調査対象者抽出
11月上旬	調査実施（2週間） 集計・分析、報告書作成（～平成31年1月）
平成31年3月	広報発表、市会への調査結果の報告、人権文化推進懇話会へ報告
4月以降	人権文化推進計画の改定作業

#### (4) 調査業務

- 設問は人権文化推進懇話会において意見を聴取し、本市において作成する。
- 調査票の印刷、発送、回収、集計業務等はコンサルタント業者に委託する。

#### (5) 調査結果の公表方法

- 報告書の配布及び本市ホームページにおいて公表する。

### 2 調査項目など

#### (1) 基本的な考え方

- 人権施策を推進するうえでの基礎資料  
特定の人権課題の解決に向けた事業立案のためではなく、人権施策を推進するうえでの基礎的な資料となる総括的な調査とし、調査結果は現人権文化推進計画（平成27～36年度）の中間見直しの際の参考資料とする。
- 計画（施策）推進との整合性  
現人権文化推進計画の推進と一定の整合性を図るものとし、「人権一般及び教育・啓発」、「人権保障」、「相談・救済」に分類し、調査を行う。

○ 客観性の担保、向上

調査内容は、人権文化推進懇話会から外部の視点で御意見を踏まえて検討するものとし、客観性の担保、向上を図る。

○ 調査項目内容、設問数

前回の調査項目を基本的に踏襲することで、施策の実施や社会情勢等による市民の意識、関心についての変化を把握する。また、前回調査以降、社会情勢の変化等による顕在化した新たな人権問題や人権関連の個別法等について市民意識を把握するため、新たに設問を設定する。

なお、回答者への負担軽減の観点から前回の設問数・102問（質問項目は19項目）を超えないようにする。

## (2) 主な調査項目（案）について

### ア 新規項目

平成28年度に人権問題に係る個別法が施行されたことやLGBT等の性的少数者に対する人権がクローズアップされていることなどの社会情勢を踏まえて、新たに質問を設定した。

- ① 人権に関する個別法や条約などについての市民の認知状況
- ② LGBT等の性的少数者の人権が守られるために必要な取組等\*

\* 性的少数者に対する認知度、人権擁護状況の認識、市民・企業等における理解促進の必要性、国や地方自治体における求められる施策など

- ③ 障害者差別解消法により求められている合理的配慮の認知状況等

### イ 繼続項目

前回調査以降の市民の意識や関心についての変化を的確に把握し、京都市の人権施策が効果的に行われているかの判断材料とする。

- ① 人権意識全般に係る質問
- ② 人権教育・啓発に係る質問
- ③ 人権保障（日常における具体的な事象※の中での人権意識など）に係る質問  
※結婚相手を考える際に気になること、住宅を選ぶ際に忌避すること、など
- ④ 人権相談・救済に係る質問

### ウ その他

回答者の属性を問う質問の中で、性別について「男・女」の選択制とせずに、「空白」とし自由記載とする。

## <参考>本市における人権に関する市民意識調査の実施状況

調査名	調査年度	調査対象数	有効回答数	設問数
人権に関する市民意識調査	平成25年度	3,000	1,219 (40.6%)	102
人権に関する市民意識調査	平成17年度	3,000	1,225 (40.8%)	42
人権問題に関する意識調査	平成12年度	7,500	3,620 (48.3%)	83